

## 盛岡市ごみ出しサポート事業実施要領

(趣旨)

第1 この要領は、ごみ出しサポート事業（以下「サポート事業」という。）の実施等について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2 この要領において「ごみ出しサポート」とは、市が第3に規定する対象世帯に係るごみ等（一般廃棄物及び資源物をいう。以下同じ。）を個別に収集することをいう。

(対象世帯)

第3 サポート事業は、盛岡地域（旧都南村及び旧玉山村の地域を除いた地域をいう。）内の世帯で、ごみ等をごみ集積場所に自ら排出することが困難な世帯であって、ごみ等の排出について、親族、近隣者等の協力を得ることが困難であると認められ、かつ、3月以上のサポート事業の利用が見込まれる世帯のうち、次の各号のいずれかに該当する世帯（以下「対象世帯」という。）を対象とする。

- (1) 65歳以上の者で一人暮らしの世帯
- (2) 障がいのある者で一人暮らしの世帯
- (3) その他前2号に準ずる世帯

(収集するごみ等の種類)

第4 サポート事業により収集するごみ等の種類は、次のとおりとする。

- (1) 可燃ごみ
- (2) 不燃ごみ
- (3) びん等（びん、缶、ペットボトル、プラスチック製容器包装及び紙製容器包装をいう。以下同じ。）
- (4) 古紙（新聞、段ボール、雑誌及びその他の紙類をいう。以下同じ。）
- (5) 蛍光管
- (6) 乾電池

(収集方法等)

第5 サポート事業によるごみ等の収集は、次のとおり行うものとする。ただし、市長と当該事業を利用することとなった世帯（以下「利用世帯」という。）との協議により、別途収集方法等を定めることがある。

- (1) ごみ等の収集する日は、市長が定める。
- (2) ごみ等の排出場所は、利用世帯の住居の玄関前とする。
- (3) ごみ等の収集に従事する市職員は、屋内に立ち入らないものとする。
- (4) 可燃ごみ、不燃ごみ、びん等、蛍光管及び乾電池については、それぞれの品目ごとに透明又は半透明の袋に入れ、利用世帯があらかじめ用意したポリバケツで排出する。
- (5) 古紙については、それぞれの品目ごとにひもで結んで利用世帯があらかじめ用意したポリバケツで排出する。

(申請の手續)

第6 サポート事業を利用しようとする対象世帯に属する者(以下「申請者」という。)は、盛岡市ごみ出しサポート事業利用申請書により市長に申請するものとする。

(調査)

第7 市長は、第6の規定による申請を受理したときは、速やかに、申請者に係る対象世帯の居宅を訪問する等必要な調査を行うものとする。

(可否の通知)

第8 市長は、第7の規定による調査の結果、サポート事業の実施の可否を決定したときは、その旨を、盛岡市ごみ出しサポート事業決定通知書により当該申請者に通知するものとする。

(現況の調査)

第9 市長は、利用世帯の現況について、調査することがある。

(安否確認)

第10 市長は、利用世帯からごみ等の排出がないときは、近隣の世帯と連携して当該利用世帯の安否の確認を行うとともに、必要に応じて、関係する機関等に情報の提供を行うものとする。

(変更等の届出)

第11 利用世帯に属する者は、第6の規定による申請の内容に変更があったとき又はモデル事業の利用の休止若しくは中止をしようとするときは、盛岡市ごみ出しサポート事業申請内容変更等届出書により市長に届け出るものとする。

(収集の中止)

第12 市長は、サポート事業の利用に際し、利用世帯が虚偽の申請その他不正な手段を用いたことが判明したときは、当該事業によるごみ等の収集を中止するものとする。

2 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、サポート事業によるごみ等の収集を中止することがある。

(1) 利用世帯が対象世帯の要件を欠いたとき。

(2) 利用世帯が第11に規定する申請のないまま、長期不在の状況であるとき。

(3) 利用世帯が第8に定める分別方法を守らない等ごみ出しサポートを継続することが困難であると認められるとき。

3 市長は、前2項の規定によりごみ等の収集を中止したときは、盛岡市ごみ出しサポート事業中止決定通知書により当該利用世帯に通知するものとする。

(委任)

第13 この要領に定めるもののほか、サポート事業の実施に関し必要な事項は、別に定める。